

発議第4号

子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書

上記議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項、及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月22日提出

志摩市議会議長 中村孝司 様

提出者 志摩市議会教育厚生常任委員会
委員長 井上幹夫

子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書

保育所は、子育て家庭を支える施設であり、幼い子どもの発達を保障し、命を守るための不可欠な社会資源になっています。

保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして「こども未来戦略方針」を2023年6月13日に閣議決定しました。その中で、75年ぶりの配置基準改善として、1)1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5対1にする、2)4・5歳児の子ども30人に保育士1人の基準を25対1に改善することが盛り込まれました。

昨年12月22日には「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現にむけて～」が公表されました。4・5歳児の25:1は2024年度から、1歳児の5:1は2025年度以降とし、加えて加算措置で対応するとされていることから、「保育士配置基準」として、すべての保育所へ適用されるわけではありません。

この内容を踏まえ、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について早期に実現されるよう、強く要望します。

記

1. 「こども未来戦略方針」に示した配置基準の改善を、対象が限定される公定価格での「加算対応」でなく、「基準の改定」で速やかに実施すること。
2. 保育士不足の状況から、各職場で増員が図れるように保育士等の賃金を引き上げるなど労働条件の改善のために必要な措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

志摩市議会議長 中村 孝司

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
内閣府特命担当大臣(こども政策) 様
こども家庭庁長官 様